

誠に申し訳ございませんが、以下の箇所の訂正をお願い申し上げます。

ページ	箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
27	上部の表 【調剤済の場合】 2行目	(調剤済の記入は不要である)。	(調剤済には以下の①③⑤⑩を記入すればよい)。
	上部の表 調剤済の記入事項	①～⑨	以下⑩を追加 ⑩情報の提供及び指導の内容の要点
32	指定薬物 2行目	おそれがある物で(大麻、覚醒剤、 ～	おそれがある物で(覚醒剤、～ 「大麻」を削除
	OTC 要指導医薬品 2行目	～使用する。	～使用するものであり、薬剤師の対 面等による情報の提供や指導が必要 なもの。このうち、薬剤師の対面に よる販売が必要なものを特定要指導 医薬品という。
33	特定販売 要指導医薬品の欄	×	○ (特定要指導医薬品を除く)
54	(1) 規制対象物質 麻薬の欄	記載なし	以下を追加 大麻
60	3) 大麻取締法 タイトル	大麻取締法	大麻草の栽培の規制に関する法律
	3) 大麻取締法 (1) 定義	この法律での～除かれる。	この法律で「大麻草」とは、カンナ ビス・サティバ・リンネをいう。こ の法律で「大麻」とは、大麻草(そ の種子及び成熟した茎を除く)及び その製品をいう。
	3) 大麻取締法 (2) 取扱者 (3) 取扱い	全文	法改正により全文削除
61	a.指定薬物の定義 5行目	ある物(大麻取締法に規定する大 麻、覚醒剤取締法に～)	ある物(覚醒剤取締法に～) 「大麻取締法に規定する大麻」を削 除

82	b.承認申請で提出すべき資料 先発医薬品	⑧医薬品医療機器等法第52条第1項に規定する添付文書等記載事項に関する資料	⑧注意事項等情報に関する資料
	b.承認申請で提出すべき資料 後発医薬品	④医薬品医療機器等法第52条第1項に規定する添付文書等記載事項に関する資料	④注意事項等情報に関する資料
103	b.年齢調整死亡率 BOX内 4行目	必要があり、昭和60年モデル人口	必要があり、平成27年モデル人口
118	五類感染症 (定点把握疾病) 文末	～淋菌感染症	～淋菌感染症、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)
151	d.栄養素BOX内 目標量 1行目	生活習慣病の発症予防及び重症化予防のために～	生活習慣病の発症予防のために～ 「及び重症化予防」を削除
168	下部のBOX内 個別許可型 4行目	・女性の葉酸摂取と神経閉鎖性障害を	・女性の葉酸摂取と神経管閉鎖障害を
174	(4) 遺伝子組換え食品 5行目	～アルファルファ、パパイヤである。	～アルファルファ、パパイヤ、からしなである。
175	a.対象食品とその表示 3行目	えび、かに、そば及び落花生(以上、7品目)～	えび、かに、そば、落花生及びくるみ(以上、8品目)～
	a.対象食品とその表示 5行目	～必ず表示しなければならない。	～必ず表示しなければならない。 (2025年度中に、特定原材料ヘカシューナッツが追加予定)
176	②病因物質別発生状況 1行目	・発生件数では、ノロウイルスやカンピロバクターが上位である。	削除
202	BOX内 事件 3行目	1974(昭和49)年以降製造が中止された。	1974(昭和49)年以降製造が中止された。最近になって、原因の米ぬか油にポリ塩化ジベンソフラン(PCDF)も含まれていることが判明し、PCB同様に油症の原因物質と考えられている。
210	③MDMA 特徴	・ウハタマと呼ばれるサポテンから分離された成分(メスカリン)から合成された～	・サッサfrasというクスノキ科の木を原料に、化学的に合成された～
229	c.対策 5行目	～削減することを義務づけた。	～削減することを義務づけた。さらに、2020年以降の温室効果ガス排出量の削減等のための新たな国際的

			取り決めとして、バリ協定が2016年に発効された。
248	c.浮遊粒子状物質 環境基準達成率 3行目	～(PM2.5)はあまりよくない。	～(PM2.5)はあまりよくなかったが、近年改善している。
260	b.要指導医薬品・一般用医薬品の分類 要指導医薬品 2行目	～使用する。	～使用するものであり、薬剤師の対面等による情報の提供や指導が必要なもの。このうち、薬剤師の対面による販売が必要なものを特定要指導医薬品という。
	b.要指導医薬品・一般用医薬品の分類 要指導医薬品 4行目	要指導医薬品は、薬剤師が対面で文書を用い～	要指導医薬品は、薬剤師が対面等で文書を用い～
266	・要指導医薬品・一般用医薬品の定義 要指導医薬品 2行目	～使用する。	～使用するものであり、薬剤師の対面等による情報の提供や指導が必要なもの。このうち、薬剤師の対面による販売が必要なものを特定要指導医薬品という。
	・要指導医薬品・一般用医薬品の定義 要指導医薬品 4行目	要指導医薬品は、薬剤師が対面で文書を用い～	要指導医薬品は、薬剤師が対面等で文書を用い～
	・関与する専門家～ 特定販売 要指導医薬品の欄	×	○ (特定要指導医薬品を除く)
282	b.高血圧に使用する医薬品 アムロジピンの用法用量	1回500mgを 1日1回経口投与 ※従来は1回100mgを 1日2～3回	1回2.5～5mgを 1日1回経口投与 ※1日10mgまで増量可
	b.高血圧に使用する医薬品 トリクロルメチアジド の用法用量	1日2回、朝食後に経口投与	1日1～2回経口投与
	b.高血圧に使用する医薬品 フロセミドの用法用量	1日2回、朝食後に経口投与	1日1回経口投与
284	表【高齢者におけるベンゾジアゼピン系の薬用量】	医薬品名：フルトプラゼパム (レスタス) 薬用量：4mg/日	削除 ※販売中止

	f.免疫、アレルギー疾患に使用する医薬品 タクロリムスの用法用量	移植 2 日前～術後初期 0.15mg/kg/回を 2 回/日。 以後徐々に減量。	肝移植の場合 初期には 0.15mg/kg/回を 2 回/日。 以後徐々に減量。
329	表 (2) 血液製剤の例 血液成分製剤	種類：人赤血球濃厚液 有効期間：採血後 21 日間	種類：人赤血球液 有効期間：採血後 28 日間
	表 (2) 血液製剤の例 血液成分製剤	種類：人血小板濃厚液 有効期間：採血後 4 日間	種類：人血小板濃厚液 有効期間：採血後 6 日間
376	(1) 要指導医薬品 3 行目	～指定する。スイッチ～	～指定する。このうち、薬剤師の対面による販売が必要なものを特定要指導医薬品という。スイッチ～
	(1) 要指導医薬品 3～4 行目	要指導医薬品は、薬剤師が対面で文書を用い～	要指導医薬品は、薬剤師が対面等で文書を用い～
377	【OTC 薬の販売方法】 特定販売 要指導医薬品の欄	×	○ (特定要指導医薬品を除く)
	【OTC 薬の販売方法】 枠外	※特定販売とは、～である。	※特定販売とは、ネット販売、電話販売、カタログ販売のことである。

○食品衛生に関する業務が厚生労働省から消費者庁に移管されたことに伴い、以下の訂正をお願い致します。

訂正前：薬事・食品衛生審議会 訂正後：薬事審議会

【該当箇所】

p.32	生物由来製品 3 行目
	指定薬物 3 行目
	希少疾病用医薬品等 2 行目
p.34	「審査」の右枠内 1 行目
p.45	(3) 再評価制度 3 行目
p.52	a.定義 3 行目
p.53	(4) 救済給付までの流れ 図中
p.61	a.指定薬物の定義 6 行目
	b.指定の欄 1 行目、3 行目
p.68	(1) 諮問機関 表内及び図中
p.376	(1) 要指導医薬品 2 行目